

さ情審査答申第48号
平成20年3月13日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成19年7月18日付けで貴職から受けた、2005年2月春日部保健所の精神保健での相談内容と相談員の氏名の一部開示決定のうち、相談員の氏名を開示しないとした部分（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

さいたま市長が、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、個人情報報の一部を開示することとした決定のうち、本件処分に係る部分は、失当であり取り消されるべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成17年2月28日同人の父母と共に埼玉県埼玉葛南福祉保健総合センター・埼玉県春日部保健所に来所し、医療機関における診療等について、同所の仲介指導を受けた。
- 2 平成17年4月1日に旧岩槻市がさいたま市と合併したことにより、管轄区域の変更が生じ、埼玉県春日部保健所における旧岩槻市に係る所掌事務がさいたま市に承継され、所掌事務に係る書類等もさいたま市に引き継がれた。
- 3 異議申立人は、平成19年3月6日付けで条例第13条第1項の規定に基づき、さいたま市長（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- 4 実施機関（担当精神保健課）は、本件開示請求に係る個人情報を前記1の埼玉県春日部保健所における精神保健相談記録（以下「本件対象個人情報」という。）と特定した。
- 5 実施機関は、平成19年3月8日付けで第三者機関として前記1のセン

ター所長に対し、本件開示請求に係る個人情報の開示、不開示についての意見を求め、同年同月13日付けで同センター所長からそれに対する意見書が提出された。

- 6 実施機関は、本件開示請求に係る決定等の期間延長を行った後、平成19年3月29日付けで本件開示請求に対する一部開示決定を行った。
- 7 異議申立人は、平成19年5月27日付けで本件処分に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第13条第1項の規定に基づき異議申立人が行った本件対象個人情報に対する開示請求につき、平成19年3月29日付け保保所精第1628号により、実施機関が行った本件処分を取り消し、相談員氏名の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、以下のとおりである。

埼玉県春日部保健所において、相談員が、相談中に問題発言を行い、それに対して、謝罪を求めて慰謝料請求をするため開示請求をした。相談の際には、初めに相談員が自己紹介するため、名前を伏せる必要がなく、個人のプライバシーには差し支えがない。相談を受けた県の保健所に、さいたま市に相談内容はあるので、そちらで名前を確認してから来て欲しいと言われたにもかかわらず、開示に反対するのは対応が矛盾している。また、理由説明書に認識の相違から当該職員に慰謝料請求を行おうとしておりとあるが、軽い形で謝罪した結果なので、認識の相違というのは違うのではないか。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 本件対象個人情報は、埼玉県春日部保健所で作成した、異議申立人に係る精神保健相談記録票であり、管轄区域の変更によりさいたま市が承継したものである。本件異議申立てでは、個人情報一部開示決定処分のうち、条例第14条第2号（第三者情報）アに該当するものとして不開示とした相談員氏名の開示を求めている。
- 2 相談員は県職員であり、また、相談者が初対面の時には自己紹介をもつ

て臨んでいることから、一般的に相談者は相談員の氏名を知り得る。しかし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下、「公開条例」という。）第7条第2号（個人に関する情報）ただし書ウでは、当該個人が公務員で職務に係る情報であっても、氏名については当該個人の権利利益を害するおそれがある場合には非公開情報に当たるとされている。また、異議申立人は、この精神保健相談の対応に関して、認識の相違などから、当該職員に不信感を募らせ慰謝料の請求を行なおうとしており、開示することにより当該職員のプライバシーや私生活等に影響を及ぼし権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第14条第2号（第三者情報）アに該当すると認められる。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、異議申立人が平成17年2月28日に埼玉県春日部保健所を訪れ、同所の相談指導を受けた際の記録である。

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（平成12年3月31日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長名各都道府県知事・各指定都市市長あて通知）によれば、「相談指導、訪問指導、社会復帰指導その他のケース対応に当たっては、対象者ごとに、相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等のために活用する。」（同要領第一部第3、9、（1））とされ、本件対象個人情報もこれに基づいて作成され、保管されているものと考えられる。

したがって、本件対象個人情報は、埼玉県春日部保健所における当該職員の職務の遂行に係る情報であるといえるのである。

2 個人情報開示請求制度の仕組みについて

条例第12条第1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求」をすることができる」と規定し、自己に関する個人情報の開示を請求する権利を認めている。情報の主体者である個人が自己に関する個人情報の内容や流れを確認することができるようにし、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上での重要な制度として法的に保障している。

実施機関は、条例第14条各号に限定列挙されている不開示情報が、当該開示請求に係る情報に記録されている場合を除き、当該開示請求に対し、開示する義務を負う。

条例に規定する不開示情報は、不開示により保護しようとしている情報

の類型ごとに、開示することによる支障の有無等を規律するという方式を採っている。不開示により保護される利益を類型化して規律する方式を採っていることから、開示請求に係る情報が複数の不開示情報に当たる場合も考えられる。したがって、個人情報の開示請求に対し、ある個人情報を開示する場合は、条例第14条各号列記の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

実施機関による、これら開示、不開示の判断は、個別の事案に応じた慎重で、客観性に富む適正なものでなければならない。恣意的なものであってはならないのである。

3 条例第14条第2号アの規定について

前記不開示情報の一つとして、条例第14条第2号アの規定で、開示請求があった個人情報に記録されている開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）の「正当な権利利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。第三者とは、開示請求者以外の個人及び事業者をいい、「正当な権利利益」とは、第三者の生命、身体、財産等法的保護に値する権利利益一切を指す。

また、「害するおそれがある」とは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性があることである。第三者が個人であるときは、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれがあるかどうかを判断されなければならない。

そのためには、公開条例第7条第2号ただし書ア、イ及びウのそれぞれの規定に該当するかどうかを判断し、これらのいずれかの規定に該当する場合は、第三者の正当な権利利益を害するおそれがないものとして、つまり、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものとして、当該開示請求に応じ、開示することとなるのである。

また、上記ただし書のいずれの規定にも該当せず不開示と判断されたものについては、更に、条例第22条の規定による第三者の意見、それぞれの関係、環境、時点等を総合的に考慮し、最終的に当該第三者の正当な権利利益を害するおそれの有無を判断することとなる。これは、公開条例第7条第2号の規定により不開示と判断された場合においても、条例第14条第2号アの規定の適用に当たって、本人の個人情報を不開示とする法益や基準と本人以外の第三者の個人情報を不開示とする法益や基準との相違から、開示すべきこととなる場合があるからである。

4 公開条例第7条第2号ただし書の該当性について

(1) 公開条例第7条において、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、その行政情報を公開しなければならないとし、行政情報の原則公開を規定す

るとともに、例外的に同条各号列記の非公開情報を限定列挙している。そして同条第2号において、個人に関する情報を非公開情報の一つとして規定している。そして更に、同条同号ただし書において、個人に関する情報を公開すべき場合を規定し、行政情報の原則公開にたち戻ることとしている。このただし書の規定は、行政情報の原則公開の例外規定を排除する規定となることから、公開請求に係る個人に関する情報が同条同号ただし書ア、イ及びウのいずれかに該当するときは、当該個人に関する情報を公開しなければならないのである。条例第14条において規定する個人情報の開示義務を排除する同条各号列記の場合は、そのいずれの規定にも該当しないと判断されない限り、実施機関に開示義務が生ずる（いずれか一つに該当すれば不開示となる。）のと異なることに留意しなければならない。

- (2) ところで、前述のとおり、条例第14条第2号アの規定に該当するかどうかの判断等に当たっては、公開条例第7条第2号ただし書ア、イ及びウのそれぞれの規定に該当するかどうかを判断し、これらのいずれかの規定に該当する場合は、第三者の正当な権利利益を害するおそれがないものとして当該開示請求に応じ、開示することとなる。

同ただし書ウは後段で「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」と規定している。

ここで、「公にする」とは、公開請求者以外の者にも、求めに応じて公開するということである。また、本件対象個人情報、当該公務員の職務遂行に係る情報であることは、前述のとおりである。問題となるのは、「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」があるかどうかである。

本市の制度では、職員の職務遂行に関する情報の中に、当該職員の役職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分が記録されている場合には、市の諸活動を市民に対して説明をする責務を全うするという視点に立って、当該情報を公開することとしている。

しかしながら、一方において、職員の職務遂行に係る情報は、当該職員の個人の活動に関する情報でもあることから、それを公にすることにより当該職員の私生活に影響を及ぼす可能性も考えられる。そこで、公にすることにより当該職員の「個人の権利利益を害するおそれ」がある場合は、当該公開請求に係る個人に関する情報を非公開とするという規定を設けている。

- (3) 本件処分については、第三者つまり平成17年2月28日に埼玉県春

日部保健所において、異議申立人に対し相談指導を行った同所の担当職員（以下「当該職員」という。）の氏名を開示することが、同人の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうか争点となっているから、先ず、この点について判断する。

実施機関は、前記第2、5で述べたとおりセンター所長の意見を聴き、その上で、異議申立人が精神保健相談の対応に関して、認識の相違等から、当該職員に対して不信感を募らせ慰謝料の請求をしようとしており、開示することにより当該職員のプライバシーや私生活等に影響を及ぼし、権利利益を害するおそれがあると主張する。一方、異議申立人は、相談時には始めに相談員の名前が紹介されるため、氏名を伏せる必要がなく個人のプライバシーには差し支えがないと主張する。

第三者たる個人の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの解釈、判断については、前記3のとおりである。本件については、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の職務遂行上又は私生活上何らかの影響をもたらすことは推測できる。しかしながら、そのことが当該職員の正当な権利利益を害するおそれがあるとまでは言えない。

当該職員に対する慰謝料請求の点も、当該職員の職務遂行に関し、仮に、慰謝料請求に相応する行為があったとしても、当該職員が私人としての立場でこれらの請求に応じなければならないと解することは困難である。

当審査会は、現時点において総合的に考慮したところ、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の正当な権利利益（個人の権利利益）を害するおそれがあると客観的に確認することができない。

以上のことから、本件処分は、公開条例第7条第2号ただし書ウの「公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められる」との規定に抵触し、したがって、条例第14条第2号アに規定する不開示情報としての第三者情報に該当せず、更に同条同号ア以外の各号に規定する不開示情報にも該当しないと解されることから、失当であるというべきである。

なお、異議申立人は、当該職員の本件相談時における対応について問題視し、これを非難する意見等を述べているが、その当否については、当審査会の権限外の事項であり、言及しないし、また、本件処分の妥当性の判断とは、直接関係がないものと解する。

- (4) 本件処分については、更に、公開条例第7条第2号アに規定する「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性が問題となると考えられるので、以下、このことについても述べること

とする。

ここで「慣行により」とは、事実上の慣習によりという意味で、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではないと解されている。社会通念上慣行といえるものであればよい。したがって、本人がたまたま知ることができた場合であっても、それが個別的なものである限り「慣行により」とはいえないのである。

「公にされている」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれていることをいう。

埼玉県職員の職及び氏名については、例年「埼玉県職員録」として編集刊行され、関係部署に配布されるほか、庁内県政情報センター等において一般に頒布されている。また、県立図書館等においても、過去の職員録とともに保管され、一般の閲覧に供されている。

当該職員の職及び氏名についても、現在、異議申立人はもとより、誰でも知ろうと欲するならば知り得る状態に置かれている。

したがって、当該職員の氏名については、慣行により公にされている情報に当たると解するのが相当である。

以上のことから、本件処分は、公開条例第7条第2号ただし書アの規定にも抵触し、したがって、条例第14条第2号アに規定する不開示情報としての第三者情報に当たらないから、失当というべきである。

- 5 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに対し、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 7月18日	諮問の受理
②	同 年 8月 9日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月20日	審議
④	同 年 10月16日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同 年 12月20日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	平成20年 1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 2月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士 平成19年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士 平成19年10月22日就任
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成19年10月22日就任
会 長	小 池 保 夫	大学教授
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士 平成19年10月21日退任
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)